別紙３

委員会提出議案第　２号

柏市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和　８年　３月２４日

柏市議会議長　　坂　巻　重　男　　様

議会運営委員会委員長　　円　谷　憲　人

提案理由

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う所要の改正を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

柏市議会個人情報保護条例（令和５年柏市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第４５条の見出し中「審議会」を「柏市行政不服審査会」に改め，同条第１項各号列記以外の部分中「柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１６年柏市条例第１２号）第１条に規定する柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）」を「柏市行政不服審査会条例（平成１６年柏市条例第１２号）第１条第１項の規定により設置された柏市行政不服審査会」に改める。

第５０条の見出し中「審議会」を「柏市情報公開・個人情報保護制度審議会」に改め，同条中「審議会」を「柏市附属機関設置条例（平成８年柏市条例第６号）に基づき設置された柏市情報公開・個人情報保護制度審議会」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第４５条第１項の規定によりされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは改正後の第４５条第１項の規定によりされた諮問とみなし，当該諮問について改正前の第４５条第１項に規定する審議会（以下「旧審議会」という。）がした調査審議の手続は改正後の第４５条第１項に規定する柏市行政不服審査会がした調査審議の手続とみなす。

３　施行日前に改正前の第５０条の規定によりされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは改正後

の第５０条の規定によりされた諮問とみなし，当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は同条に規定する柏市情報公開・個人情報保護制度審議会がした調査審議の手続とみなす。